

浜松市公告第 855 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 15 日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン浜松葵（Aゾーン）

所在地 浜松市中区葵西三丁目 318 番 1 他

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者名

（変更前）マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾 啓治

浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1

（変更後）マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 作道 政昭

浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1

3 変更の年月日

令和 4 年 5 月 24 日

4 変更する理由

代表者変更のため

5 届出日

令和 4 年 7 月 7 日